

平成23年11月22日判決言渡・同日判決原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第21579号損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 平成23年10月18日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗
同 白 井 晶 子
同 太 田 賢 志
同 佐 藤 顕 子
同 五 反 章 裕

福岡市博多区博多駅南三丁目2番3号 丸美フェリックスビル201
(送達場所 福岡市博多区博多駅東2-4-15)

被 告 株式会社プロフィットコム
同代表者代表取締役 岩 井 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 岩 井 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 村 岸 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 永 松 [REDACTED]

住居所不明

(最後の就業場所 東京都中央区新川2-20-5 ケイケンビル7階)

被 告 荒 井 [REDACTED]

主 文

1 被告らは、原告に対し、連帶して1512万9430円

及びこれに対する被告株式会社プロフィットコム及び被告岩井■についてはいずれも平成22年9月30日から、被告村岸■については同年10月20日から、被告永松■については同年12月10日から、被告荒井■については平成23年8月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告株式会社プロフィットコム（以下「被告会社」という。）との間で「CFD取引」と称する取引を行ったところ、当該取引は賭博行為に該当する違法無効なものであり、原告を当該取引に勧誘した被告会社の従業員である被告永松■（以下「被告永松」という。）及び被告荒井■（以下「被告荒井」という。）は被告会社と共に原告に対する不法行為責任を負い、また、上記のような違法な取引を業とする被告会社の代表取締役であった被告岩井■（以下「被告岩井」という。）及び取締役であった被告村岸■（以下「被告村岸」という。）も原告に対して不法行為責任又は会社法429条1項に基づく責任を負うなどと主張して、被告らに対し、損害金合計1512万9430円及びこれに対する各訴状送達の日の翌日（被告会社及び被告岩井についてはいずれも平成22年9月30日、被告村岸については同年10月20日、被告永松については同年12月10日、被告荒井については平成23年8月12日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

2 原告の主張の要旨

(1) 事実関係

- ア(ア) 原告は、昭和■年■月■日生まれの無職の女性である。原告は、平成22年8月30日、中等度の認知症レベルである老齢期認知症との診断を受けている。
- (イ) 被告会社は、平成16年8月6日に設立された株式会社であり、平成20年当時、「CFD取引」と称する取引に関する事業等を行っていた。
- (ウ) 被告岩井は、平成17年6月28日に被告会社の代表取締役に就任した者である。
- (エ) 被告村岸は、平成20年当時、被告会社の取締役であった者である。
- (オ) 被告永松及び被告荒井（以下、併せて「被告永松ら」という。）は、いずれも、平成20年当時、被告会社の東京支社所属の営業部従業員であり、後記の原告との取引の担当者であった者である。
- イ(ア) 原告は、平成20年6月21日ころ、被告会社の東京支社から、被告荒井の自己紹介文が記された書面と共に、被告会社発行に係るCFD取引のパンフレットの送付を受けた。上記パンフレットには、被告会社は個人向けの資産運用をより活発なものへと導く旨、CFD取引は被告会社が顧客の注文を英国に本社を置くシティ・クレジット・キャピタル社に取り次いで行う金、銀、原油など5銘柄を対象商品とする差金決済取引である旨等が記載されていた。
- (イ) 原告は、同年7月2日、自宅において被告永松らの訪問を受けた。被告永松らは、原告に対し、CFD取引を行えば儲かるなどと述べ、CFD取引を行うよう勧誘した。その際、原告は、勧誘された取引が金の購入に係る取引であると理解した。
- (ウ) 原告は、同日、永松らの面前で、「証拠金差金決済（CFD）取引口座開設申込書」に氏名・住所等を記入し、これを被告会社に差し入れ、

以後、被告会社との間で、CFD取引を行った（以下、原告と被告会社との間で行われたCFD取引を「本件取引」という。）。原告は、翌3日に自宅を訪れた被告荒井に対して300万円を交付したのを初めとして、連日のように自宅を訪れて「金を買ってくれ。」などと述べる被告永松らに対し、実際に被告会社がその都度原告のために金を購入しているものと誤信して、言われるがままに、同月11日に300万円を、同月15日に300万円を、同月16日に300万円を、同年8月13日に200万円をそれぞれ交付した。

(エ) 原告は、上記のとおり立て続けに合計1400万円の金員の交付を行ってしまったため、生活に窮し、被告会社に対して本件取引を終了したい旨を伝え、平成21年3月10日、被告会社から24万0570円の返還を受けた。

ウ 本件取引は、原告と被告との相対取引であって、原告があらかじめ被告会社に対して証拠金を差し入れ、市場で値段が形成される金等の対象商品につき、市場での金額を指標として売買したのと同様の（差金決済を行う）地位を取得し、任意の時点でこれと反対の取引をすることによって生ずる観念上の差損益について、差金の授受を行うというものである。すなわち、本件取引においては、「金等」は現実に売買されるわけではなく、「金等の価格」が差金決済指標とされるのみであり、その「金等の価格」は被告会社のカバー取引先（金融商品取引業者）が提示したレート（実勢市場レート）を基に被告会社が設定し、また、本件取引のために決せられる必要がある「為替レート」も被告会社のカバー取引先がインターブローカー市場実勢取引相場を基に提示したレートを基準にするものとされている。また、原告は、本件取引を行うことにより、「スワップポイント」と称する金利を得ることができることとされているが、その「スワップ」も被告会社が独自に設定するものである。

エ 被告岩井、被告村岸及び被告永松らは、被告会社の関東地区における組織的不法行為の拠点として東京支店を設置し、同支店においてその違法な事業の方法などについて決定し、個別の顧客に対する接觸について隨時意の連絡を行って共謀し、高齢者を主な標的とする違法な事業を行っていた。

(2) 本件取引の違法性等

本件取引は、原告と被告会社とが、相対で、自力では影響を与えることができない対象商品の相場での値段や為替レートの変動という偶然の事情により利益の得喪を争うものであって、刑法上の賭博罪の構成要件にも該当し、公序良俗に反する違法無効なものであり、被告会社の従業員である被告永松らが原告に対して行った本件取引に係る勧誘行為も、違法なものである。

なお、被告永松らが原告に対して行った本件取引に係る勧誘行為については、説明義務違反、適合性原則違反の違法もあった。

(3) 被告らの責任原因

ア 被告会社は、違法な取引を業とし、金融商品に藉口して原告から金銭を騙取したのであるから、原告に対し、不法行為責任を負う（民法709条、715条1項）。

イ 被告永松らは、原告に対して違法な勧誘行為を行ったものであるから、原告に対し、不法行為責任を負い、被告岩井及び被告村岸は、代表取締役又は取締役として、違法な取引を業とする被告会社の運営に関与していたものであるから、原告に対し、不法行為責任を負う。また、被告岩井、被告村岸及び被告永松らは、東京支店において違法な事業を共謀共同して行った者らであるから、原告に対し、不法行為責任を負う。（民法709条、719条1項）

ウ 被告岩井及び被告村岸は、被告会社の代表取締役又は取締役として、被告会社が違法な事業を行わないよう業務を適切に監督し、違法行為を未然

に防止するための体制を構築すべき義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、被告会社及びその従業員らの違法行為により原告に損害を被らせたものであるから、原告に対し、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(4) 原告の損害

ア 本件取引に関して原告が被告会社に対して交付した金員が合計1400万円であること及び原告が平成21年3月10日に被告会社から24万0570円の支払を受けたことは前記のとおりであるから、原告が本件取引により被った損害は、上記1400万円から上記24万0570円を控除した残金1375万9430円となる。

イ また、原告は、弁護士を選任して本件訴訟を追行しているところ、被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、137万円を下回らない。

3 被告ら（被告荒井を除く）の主張

否認ないし争う。

4 被告荒井は、公示送達による適式の呼出しを受けながら、本件口頭弁論期日に出頭しない。

第3 当裁判所の判断

1 証拠（甲1から6まで、20から25まで。枝番のあるものは、いずれもそれを含む。）及び弁論の全趣旨によれば、前記第2・2(1)アからウまでの各事実が認められ、また、同エの事実を推認することができ、これらの事実によれば、本件取引は原告と被告会社とが相対で自力では影響を与えることができない対象商品の相場での値段や為替レートの変動という偶然の事情により利益の得喪を争うものであって公序良俗に反する違法なものであり、また、被告永松らが原告に対して行った本件取引に係る勧誘行為も違法なものであって、上記のとおり違法な本件取引を原告との間で行った被告会社、原告に対して違法な

勧誘行為を行った被告永松ら、代表取締役又は取締役として違法な取引を業とする被告会社の運営に関与し、東京支店における違法な事業を被告永松らと共に謀共同して行った被告岩井及び被告村岸らは、いずれも、本件取引に関し、原告に対して不法行為責任を負うものと認めることができる。

2 原告の損害についてみると、まず、本件取引に関して原告が被告会社に対して交付した金員は合計1400万円であり、また、原告が平成21年3月10日に被告会社から24万0570円の支払を受けたことは前記認定のとおりであるから、上記1400万円から上記24万0570円を控除した残金1375万9430円は、原告の損害と認める。

また、被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、137万円と認めるのが相当である。

したがって、原告の損害については、合計1512万9430円であると認めることができる。

3 よって、原告の本訴各請求はいずれも理由があるからこれらを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判長裁判官 相澤 哲

裁判官 中俣千珠

裁判官 浦川剛

これは正本である。

平成23年11月22日

東京地方裁判所民事第12部

裁判所書記官 乾

俊彦

